改正後	改正前
3　肺結核の化学療法 ⑴　薬剤選択の基本的な考え方 ア・イ　（略） （削る） ⑵・⑶　（略） 4　（略） 5　潜在性結核感染症の化学療法 潜在性結核感染症の治療においては、原則としてＩＮＨの単独療法を６月間行い、必要に応じて更に３月間行う。ただし、ＩＮＨが使用できない場合には、ＲＦＰの単独療法を４月ないし６月間行う。	3　肺結核の化学療法 ⑴　薬剤選択の基本的な考え方 ア・イ　（略） ウ　潜在性結核感染症の治療における薬剤選択 潜在性結核感染症の治療においては、原則としてＩＮＨの単独療法を６月間行い、必要に応じて更に３月間行う。ただし、ＩＮＨが使用できない場合には、ＲＦＰの単独療法を４月ないし６月間行う。 ⑵・⑶　（略） 4　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次の表のように改正し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成三十年四月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	期間制限
（略）	（略）			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金				
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金				
（略）				

改正前

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	期間制限
（略）	（略）			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金				
（新設）				
（略）				